

美浜発電所の状況について



| | |
|-------|------------------------|
| 美浜1号機 | 廃止措置中(平成29年4月19日～) |
| 美浜2号機 | 廃止措置中(平成29年4月19日～) |
| 美浜3号機 | 第26回定期検査中(令和3年10月23日～) |

第210回美浜町原子力環境安全監視委員会を開催

11月25日、第210回美浜町原子力環境安全監視委員会を町役場で開催しました。

今回の委員会では、まず事務局から発電所の周辺環境への影響等に関する福井県原子力環境安全管理協議会の内容を報告したほか、日常生活における放射線量や防護措置（屋内退避・避難等）の実施基準等について補足説明しました。

また、美浜3号機の第26回定期検査の概要や特定重大事故等対処施設の工期等について、関西電力(株)に説明を求めました。

| 事象の進展 | PAZ (~おおむね5km) | UPZ (おおむね5~30km) | おおむね30km~ (避難先自治体) |
|--|---|---------------------|------------------------|
| (第1段階) 警戒事態 例: 震度6弱以上の地震など 緊急時モニタリングの準備 | 施設敷地緊急事態要避避者 ¹ 避難準備 一般住民(情報収集) | 住民 (情報収集) | ●避難受け入れ準備開始 |
| (第2段階) 施設敷地緊急事態 例: 全交差電線の大失火など 緊急時モニタリングを開始 | 施設敷地緊急事態要避避者 避難 ² 一般住民 避難準備 安定ヨウ素剤の服用準備 | 住民 屋内退避準備 | ●避難準備への協力 ●避難者の受け入れ |
| (第3段階) 全面緊急事態 例: 原子炉冷却機能の大失火など 施設外への放射性物質の放出なし | 一般住民 避難 安定ヨウ素剤の服用 | 住民 屋内退避 避難準備 | ●避難準備への協力 ●避難者の受け入れ |
| 施設外への放射性物質の放出 | 空間線量率などを基準に防護措置を実施 20マイクロシーベルト 毎時を超えた場合 一時移転 ³ (1週間以内) 地域生産物の摂取制限 500マイクロシーベルト 毎時を超えた場合 避難 放射線から1日以内に | | |
| 施設外への放射性物質の放出 | スクリーニング 避難所 基準値を超えた場合 体表面汚染 | | |

※1 避難行動に通常以上の時間を要し、かつ避難による健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）
 ※2 空間の放射線量が高い、または高くなるおそれのある地点から速やかに離れるために緊急で実施する防護措置
 ※3 避難が必要な放射線量よりは低いが、余計な被ばくを避けるために1週間以内にその地域から離れるために実施する防護措置

放射線の単位

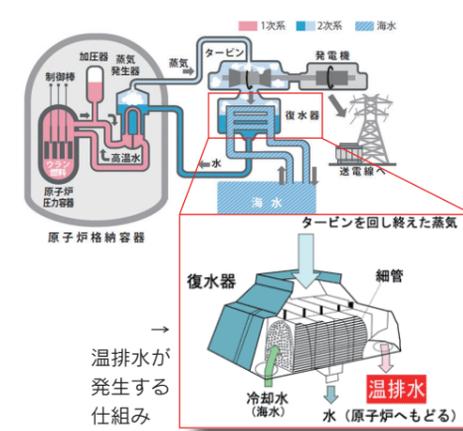
Sv 体への影響の度合いを表す単位
放射線を受けたときの体への影響の度合いを表します。「ミリシーベルト (mSv)」や「マイクロシーベルト (μSv)」、「ナノシーベルト (nSv)」のように、大きさを表す単位と併せて表記されます。

1,000分の1

1,000分の1

1,000分の1

μSv mSv nSv



委員会での主な質疑・意見は次のとおりです。

原子力発電所から排出される温排水の調査結果について (事務局)

問1 原子力発電所から排出された温排水が海生生物に与える影響について、発電所の運転前後における傾向が分かるようであれば説明いただきたい。

答1 年に1度、海生生物の影響を評価するため、卵や稚魚等の分布に関する調査を行い、報告を受けている。発電所の運転中における取水口と放水口の海水温度を比較すると、7℃程度の温度変化が見られるが、温排水の到達距離や厚さを評価した結果、海洋全体で考えると影響は限定的であり、特段大きな影響はないものと評価されている。

戸嶋町長が町議会とともに原子力政策等について国に要請

12月10日に、戸嶋町長が町議会の竹仲議長とともに、経済産業省、文部科学省及び内閣府に対し、原子力政策等に係る要請活動を行いました。

各府庁に対しては、主に次の項目について要請しました。

①原子力政策について

第6次エネルギー基本計画では、将来にわたる原子力発電の位置付けが不透明であることから、早期に2050年以降も見据えた新増設、リプレースを含む、原子力政策の明確な方針を示すこと。

②核燃料サイクル政策の推進について

核燃料サイクルの着実な推進について明確な方針を示すとともに、その意義や重要性等について、国が前面に立って国民に丁寧に説明し、理解の醸成を図ること。



↑きいばすと追尾式太陽光発電設備(左)

③原子力防災対策について

住民の安全・安心につながる避難経路の多重化のために「美浜町新庄〜滋賀県高島市」を結ぶ避難道路を早期に整備すること。

④原子力防災制圧道路・避難道路等の強靱化について

原子力災害に極めて重要な機能を果たす県道竹波立石縄間線及び国道27号の無電柱化をはじめとした強靱化対策を強力に講ずること。



町では、今後も町議会と連携しながら、原子力発電を取り巻く課題や問題に取り組んでいきます。

敦賀市とのごみの 共同処理について

広報みはま 8 月号及び 11 月号でお知らせしたとおり、令和 4 年度から敦賀市とごみの共同処理を行うことになっており、現在準備を進めています。

今月号は、令和 4 年 4 月 1 日からのごみの分別方法や収集日、敦賀市清掃センターへ持込みできないごみ等についてお知らせします。

分別方法

14・15 ページの「令和 4 年度からの美浜町ごみ分別一覧表」をご覧ください。

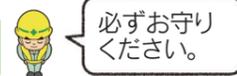
収集日等

ゴミステーションの場所やごみ出しの時間に変更はありません。収集日についても変更はありませんが、新規に分別する「小型複合ごみ」と「スプレー缶・ライター類」は、現在の「カン」の収集日に出していただくことになります。詳細については、次のとおりです。

▶ ゴミステーションへのごみ出し場所・時間・収集日一覧表

| 項目 | 変更の有無 | 令和 4 年 4 月以降 | |
|-----------|-------------|------------------|--|
| ステーションの場所 | なし | 現在のステーションの場所 | |
| ごみ出しの時間 | なし | 朝 8 時までに出す | |
| 収集日 | 燃やせるごみ | なし | 現在の もえるゴミ の日(週 2 回) |
| | 資源ごみ | なし | 現在の もえないゴミ(金属、陶器・ガラス) の日(月 2 回) |
| | 埋立ごみ | なし | |
| | カン | なし | |
| | 小型複合ごみ | 新規 | 現在の カン の日(月 1 回) |
| | スプレー缶・ライター類 | 新規 | |
| | ビン | なし | 現在の ビン の日(月 1 回) |
| | 水銀含有ごみ | なし | |
| | ペットボトル | なし | 現在の ペットボトル の日(月 2 回) |
| | 古紙・古布 | なし | 現在の 古紙・古布 の日(月 1 回) |
| 食用廃油 | なし | 拠点回収(ステーション回収なし) | |
| 粗大ごみ | なし | 敦賀市清掃センターへ直接持込み | |

敦賀市清掃センターに持込みできないごみ



| 品目 | 処理方法 |
|--|--|
| 家電リサイクル法対象品 【テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機】 | 販売店へ持込む又は郵便局で料金支払(リサイクル券購入)後に指定引取場所へ運ぶ |
| パソコンリサイクル法対象品 【パソコン本体、パソコン用ディスプレイ、ノートパソコン】 | 販売店へ持込む又は各メーカーへ申し込む |
| 危険物 【プロパンガスボンベ、消火器、薬品、揮発油等】 | 販売店へ持込む |
| 注射針・注射器 | 通院中の病院等へ返却する |
| 自動車タイヤ、バッテリー、車両用エアバッグ、オートバイ、農機具等 | 販売店へ持込む |
| FRP 製品 【船・ボート、自動車バンパー、浴槽、サーフボード、釣り竿等】 | 販売店へ依頼する |
| 産業廃棄物 【一般住戸(自宅)を工業者が改修する場合に出る 建築材、流し台、便器、配管、照明器具等も法律で該当】 | 産業廃棄物処理業者へ持込む |
| 処理困難物 【ソーラーパネル、温水パネル、電気温水器、耐火金庫等】 | 販売店へ依頼する |

ごみを直接清掃センターへ持込む場合

■休業日 第 3 日曜日、5 月 3 日～ 5 日、12 月 31 日～ 1 月 3 日

■受付時間 月～金曜日・・・午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
土・日・祝日・振替休日・・・午前 8 時 30 分～正午
12 月 29 日・30 日・・・午前 8 時 30 分～午後 3 時

■料金 埋立ごみ以外のごみ 50 kgにつき・・・100 円
埋立ごみ 50 kgにつき・・・50 円

ただし、1 回 350 kg 以上は、上記料金が 2 倍となります。
(例)埋立ごみ以外▶50 kg : 100 円、60 kg : 200 円……340 kg : 700 円、350 kg : 1,400 円
※一般的な家庭生活から出るごみ以外は事業系料金となります。
※エコクル美方では、ごみ種毎に計量し、1 回ずつ料金を支払っていましたが、敦賀市清掃センターでは、主なごみ種で計量し、1 回の支払いで済むようになります。

■注意事項 次の車両での持込みはできません。

- ・全長が 5.4 m を超える車両
- ・最大積載量が 3 トンを超える車両
- ・クレーン等がついた車両

※持込み回数が多い場合もしくは長期間持込む場合は、内容確認のため現場に出向きます。



↑敦賀市清掃センター



ゴミステーションにごみを出す場合の順守事項

◎ゴミステーションにごみを出す場合は、**収集日当日の午前 8 時**までに必ず出してください。

- ▶ゴミステーションは、各区・自治会で管理していますので、他の区へごみを出さないでください。
- ▶収集日以外や収集が済んだ後のごみ出しはしないでください。
- ▶粗大ごみや発火の危険性のあるもの、路上に散乱する可能性のあるものは、直接敦賀市清掃センターに持込んでください。

令和4年度からの美浜町ごみ分別一覧表

| 区分 | 収集 | 使用する袋等 | 品目 | 注意点 | 具体例 |
|----------------|-----|--------------------------------------|---|---|--|
| 燃やせるごみ | 週2回 | 赤透明指定袋 | 生ごみ、紙類、衣類、ゴム類、皮革類、袋類等 カバン、靴、アルミ箔、菓子袋、マジック、座布団、ぬいぐるみ、枕、乾燥剤、脱臭剤、使い捨てカイロ、ボール、貝殻、猫砂等 ※小さくすれば入れられるもの：シートやシーツ→座布団くらいの大きさ(60cm四方)、ホース・ロープ・つる草等→1m以内、剪定枝→長さ30cmかつ直径3cm以内、木片→長さ30cmかつ3cm角以内 | 紙おむつに付いた汚物はトイレに捨ててください。 シーツはファスナーを切り、座布団くらいの大きさ(60cm四方)に切ってください。 ビニールシート類やオーバーコート等は、座布団くらいの大きさに切ってください。 毛布・カーテン等は粗大ごみです。(座布団くらいの大きさに切れれば、燃やせるごみとして出せます。) | |
| 資源ごみ | 月2回 | 透明指定袋 | 大きさが25cm以内で、すべてが金属またはプラスチックだけで作られたもの カセットテープ、ビデオテープ、CD盤、DVD盤、BD盤、発砲スチロール、トレー、プラスチック食器、シャンプー容器等 | 容器は空にして軽くすすいでキャップを外し、両方とも袋内へ入れてください。 金属とプラスチックの混合物や25cmを超えるものは小型複合ごみです。 荷物結束用のバンドやハンガー等は小型複合ごみです。 | |
| 埋立ごみ | 月2回 | 丈夫な袋 | せともの、ガラス製品(ガラス板、ガラスの食器、灰皿等)、白熱電球、グロー球、刃物類 | 鋭利な刃物等は、危険防止のため、刃の部分をテープ等で巻いてください。 土や石はごみではないため入れないでください。 コンクリートくず、瓦、石膏ボード等はステーションには出せません。 ライター類は、スプレー缶・ライター類として出してください。 | |
| ペットボトル | 月2回 | 青ネット | 識別表示マーク(右図参照)の付いたペットボトル 飲料用、酒用、しょうゆ等のペットボトル(無色に限る) ※キャップは資源ごみ袋に、ラベルは燃やせるごみ袋に入れてください。 | キャップとラベルを必ず外し、中を軽くすすいでください。 マジックペン等で色を付けたものや油類を入れたものは資源ごみ袋に入れてください。 色付のペットボトルは資源ごみ袋に入れてください。 | |
| 小型複合ごみ | 月2回 | 青透明指定袋 | 粗大ごみの内、指定袋に入るごみ(袋はみ出し厳禁) ポリタンク、おもちゃ、小型家電製品(家電リサイクル法、パソコンリサイクル法対象品以外のもの)、ガスレンジ、鍋、やかん、時計、小型楽器、小物入れ、小型木製品、ホースリール、傘、アクセサリ、フロッピーディスク、カメラ、ハンガー、プリンター、梅酒用大型ビン等 | 鉄の塊(鉄アレイ等)やモーター類(電動工具等)は粗大ごみです。 布団、毛布、じゅうたん類は入れられません。(粗大ごみです) 灯油缶及び石油ストーブ等は必ず灯油を抜いてください。 ※金属とプラスチックの混合物や25cmを超える資源ごみを入れると覚えてください。 | |
| ビン | 月2回 | コンテナ(3種類) ※青ネットでの代用可 | 透明ビン、茶色ビン、その他の色ビンの3種類に分別 ジュース、ビール、酒、酢、しょうゆ、海苔等の食品用ビン・化粧品ビン等 ※梅酒用大型ビンは小型複合ごみです。 | 容器は空にして軽くすすいでください。 キャップは外して資源ごみ袋に入れてください。 わずかでも色が付いた透明ビンは「その他の色」用のコンテナに入れてください。 | |
| カン | 月2回 | コンテナ ※青ネットでの代用可 | アルミ缶、スチール缶 ジュース・ビール・小型缶詰の缶、ペットフード缶、お菓子缶等「食べ物、飲み物の缶」 | 容器は空にして軽くすすいでください。 ペンキの缶、缶のキャップ、缶詰の蓋は資源ごみ袋に入れてください。 スチール缶、アルミ缶の分別は不要です。 | |
| 水銀含有ごみ | 月1回 | 指定ではない透明な袋 | 蛍光灯、乾電池、鏡 ※水銀体温計、水銀血圧計は清掃センターへ持込みしてください。 | 充電式電池(リチウムイオン電池等)は販売店(リサイクル協力店)等の回収ボックスに入れていただくか、清掃センターに直接持込んでください。 蛍光灯の箱は外してください。(箱は雑がみとして古紙に出してください) ボタン電池は発火の恐れがありますので、セロハンテープ等で覆ってください。 袋からはみ出る蛍光灯は粗大ごみです。(清掃センターへ直接持込んでください) 電球、グロー球は埋立ごみです。 | |
| スプレー缶 ライター類 | 月1回 | 指定ではない透明な袋 | 使い切ったスプレー缶(化粧用、殺虫用、塗料用等)、カセットボンベ(アウトドア缶可)、ライター類(樹脂製・金属製ライター、着火器等) ※スプレー缶とライター類は、別々の袋で出してください。 | スプレー缶やカセットボンベ等は穴を開けなくても出せます。 ※キャップ(蓋)は、どの缶も付けたまま出してください。 ※穴を開けた場合もスプレー缶・ライター類として出してください。 ※使い切れない場合は、清掃センターへ直接持込みしてください。 | |
| 古紙 古布 | 月1回 | 古紙 ひもでしっかり縛る 古布 指定ではない透明な袋 | 古紙 ①新聞・広告(新聞と広告は混在しても構いません)②ダンボール・厚紙 ③本(雑誌・小説等)④紙パック(牛乳パック、酒パック等)⑤雑がみ(菓子箱、ダイレクトメール、トイレトペーパーの芯、名刺、メモ用紙、紙の付箋等) 古布 衣類(洋服、Tシャツ、ズボン、スーツ、セーター、コート、ジャージ等) | アルバム、写真、ビニールやアルミでコーティングされた紙、糊が付いた紙(圧着ハガキ等)、感熱紙(FAXやレシート)、使用したティッシュ等は燃やせるごみに出してください。 ※毛布やシーツ、カーテン等は出せません。 | |
| 食用廃油 | 月1回 | ペットボトルに入れて廃油回収ボックス(拠点回収) | 家庭から出る食用の廃油 てんぷら油、ごま油、オリーブオイル等 | 機械油等食用以外の油は絶対に混入させないでください。 ステーションには出せませんので、町内8カ所に設置してある廃油回収ボックスに出してください。 燃やせるごみで出す場合は、紙布に染み込ませるか、凝固剤で固めて出してください。 | |
| 粗大ごみ | 月1回 | ステーションに出せません。 ※清掃センターに直接持込んでください。 | 家具、大型楽器、布団、毛布、カーペット、マシン、ストーブ、電化製品(家電リサイクル法及びパソコンリサイクル法対象品以外のもの)、物干竿、木、波板、鉄アレイ、電動工具、充電式電池・製品(リチウムイオン電池、スマホ、電子たばこ等)、クッションや枕の中のビーズ、花火等 ※産業廃棄物(自宅改修等を工事請負させて発生した建築廃材やそれを譲り受けたもの及び会社・商店・農漁業等の事業により発生した金属・プラスチック・ビニール等)は受け入れできません。事業者自ら処分責任があります。 ※日曜大工(DIY)による建築廃材は、少量に限ります。大量又は回数が多い場合は、職員が現地へ出向き確認します。 | 分別してから持込んでください。 指定袋に入れる必要はありません。 シーツ類は布団から必ず外して、ファスナーを切り取ってください。 ①と②は、切れれば燃やせるごみとしてステーションに出せます。 | 家具、布団、毛布、自転車、リチウムイオン電池製品(スマートフォン等)、木材、剪定した樹木 |

町の「よさ」や「課題」について考える

「ふるさと美浜元気プロジェクト」教育奨励賞優良賞を受賞

お問い合わせ先
町教育委員会事務局
(担当・西村)
☎32-6708



↑ふるさと美浜元気フォーラムで取り組みを
発表した児童たち

時 事通信社が行う第36回教育奨励賞で「ふるさと美浜元気プロジェクト」優良賞に選ばれ、11月18日に伝達表彰式が、町内3小学校で行われました。

この表彰は、創造性に富んだ特色ある教育を実践する全国の幼稚園や小中学校を対象に行われ、3校は地域の課題解決に向けた積極的な活動が評価されました。

同プロジェクトは、平成30年から行われ、町の問題や課題について探究してきました。

美浜西小学校では、空き家問題の解決方法を探究し、空き家を活用したカフェを開く



↑表彰状を受け取る知場校長
(美浜西小学校)

取り組みを行いました。

美浜中央小学校では、高齢化や人口減少で例大祭の担い手が不足し、祭礼の維持が困難になっていることを学習しました。

美浜東小学校では、修学旅行先で美浜町をPRする取り組みを行い、町と友好交流協定を結ぶ奈良県広陵町でプレゼンテーションを行う等、伝える力を高めました。

3校は、令和元年12月に開催されたふるさと美浜元気フォーラムでそれぞれの探究結果を発表し、活動から判明した課題の改善策等を美浜の未来新聞としてまとめられています。

表彰状を受け取った美浜西小学校の知場克幸校長は「今年度からは、この取り組みを行う学年を拡大している。今後は、更にこの活動を発展させていきたい」と述べていました。

安心・安全かつ快適な水面利用の実現に向けて

三方五湖水面等利用協議会設立総会

お問い合わせ先
町住民環境課(担当・島田)
☎32-6703

1月10日に、三方五湖水面等利用協議会設立総会が美浜町役場で開催されました。

当協議会は、三方五湖で横行するプレジャーボートや水上バイクの迷惑行為を抑制し、安心・安全かつ快適な水面利用の実現を目的に設立されました。

協議会の委員は、美浜町や若狭町、両町の観光協会、漁業協同組合、県、警察で構成され、マナーの周知や航行エリア分け等、水面利用ルールの制度化に取り組みします。

設立総会では、各委員から「水上バイク等の上げ下ろしでシジミの漁場が荒らさされている」「プレジャーボートがボート競技のコースを横断し、高校生らのレースを中断することがある」等といった現状の報告が行われた後、協議会の活動方針が示されました。

この活動方針では、各団体へのヒアリングや合同巡



↑設立総会の様子

回の実施、啓発用看板及び冊子の作成等が盛り込まれています。また、動力船と非動力船の航行エリア分けや航行禁止エリアの指定、水上バイク等を上げ下ろしできないような防護柵の設置も検討されます。

会長に任命された西村副町長は「楽しく快適に三方五湖を利用するためにも、考えを共有し、問題解決に取り組んでいきたい」と述べました。

住民税申告と所得税の確定申告は

2月16日から3月15日まで

◎住民税申告

住民税の申告会場は、例年大変混雑します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、多くの方が集まる状況避けるため、電子や郵送による申告等をご検討ください。

皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

- 会場 役場 町民プラザ
- 時間 午前9時から11時まで
午後1時から4時まで

※地区別受付について、今年度は実施しません。

※受付体制は、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、急きょ変更する場合があります。

■延長受け付けを行います

申告受け付けの時間内にお越しいただくことが困難な場合は、延長受け付けをご活用ください。

詳細は、広報みはま2月号や町行政チャンネル、町ホームページ等でお知らせします。

※住民税申告の受け付けに限りません。(確定申告の受け付けはできません)

◎所得税の確定申告

●会場 敦賀税務署 4階
(敦賀市鉄輪町1-7-3)

●時間 午前9時から午後4時まで

※会場の混雑状況により、午後4時前であっても受け付けを終了する場合があります。

■マイナンバーの記載が必要です

令和3年分の確定申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。(本人確認書類の例)

- ・マイナンバーカード
- ・通知カードと運転免許証等

※申告書等へのマイナンバーの記載は、申告者本人のほか、控除対配偶者、扶養親族等も必要です。

※e-Taxでの提出には、本人確認書類の提示または写しの添付は不要です。

国税に関するマイナンバーの詳しい情報は、国税庁ホームページのトップページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をご確認ください。

確定申告書の作成・送信は 国税庁ホームページから!!

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ぜひ、ご活用ください。

- メリット**
- ①24時間いつでも利用可能です。
 - ②税務署に行く必要がありません。
 - ③自動計算されるので、計算間違いがありません。
 - ④データを保存すれば、いつでも作業を再開できます。
 - ⑤保存したデータは翌年以降も利用できます。

- ステップ① 国税庁ホームページへアクセス
- ステップ② 申告書を作成
- ステップ③ e-Taxで送信して提出

印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます。ぜひ、ご活用ください。

確定申告 検索



↑国税庁ホームページ



感染症対策

来場の際は、マスクの着用をお願いします。また、体調のすぐれない方は来場をご遠慮ください。

パソコン・スマホから確定申告

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると税額等が自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書等が作成できます。

申告書等を作成した後は、同コーナーからそのまま「e-Tax」を利用して税務署に送信できるほか、自宅のプリンターで印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます。

【お問い合わせ先】
敦賀税務署 ☎22-1010
町税務課(担当・大同)
☎32-6702